

株式会社あさがおテレビ契約について

株式会社あさがおテレビ（以下「当社」という）と、当社が設置する施設によりサービス提供を受ける個人（以下「契約者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、各サービス契約約款によるものとします。但し、法人及び団体との加入契約については別途定めます。なお、各サービス契約約款は当社ホームページ<http://asagaotv.jp>でご覧いただくことができます。

■あさがおテレビ テレビサービス契約約款

第1条（業務）

当社はサービス提供区域（以下「営業区域」という）において、サービス提供に必要な全施設を設置すると共に、その維持及び運営に当たります。

又、当社は契約者に次のサービスを提供します。

- （１）テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務。
- （２）FM放送事業者のFM放送を再送信する業務
- （３）加入者の受信機の設置場所が属する地域に、自主放送サービス番組の提供を行う業務
- （４）上記事業に付随する業務

第2条（契約単位）

加入契約は世帯ごとに行います。但し、集団加入者については別途定めるものとします。

第3条（加入の成立）

- （１）加入契約は契約者があらかじめこの約款を承認し、加入申込書を記入の上、当社に提供し、当社がこれを受理したときに成立します。
- （２）契約者は、加入者引込線工事施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係者の承認をえておくものとし、後日問題が生じた場合、契約者がそれを処理します。

第4条（利用料金）

- （1）契約者は、別に定める料金表の基本コースを暦月の1ヶ月ごとに当社に支払うものとします。
- （2）利用料金はサービスを受け始めた日の属する月から毎月支払うものとします。又、基本コース以外の別サービスを受けた場合は別途定められた料金を支払うものとします。
- （3）落雷等、やむを得ない事由によって、当社が、第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合、原則として利用料金の減額はしないものとします。但し、月のうち継続して5日以上に亘って第1条に定める当該サービスの提供ができなかった場合は、その日数に応じて利用料金を減額するものとします。
- （4）当社が設定した基本料金の中にはNHKの放送受信料（衛星受信料を含む）及び株式会社WOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まないものとします。従って、NHKと受信契約していない契約者は別途NHKと（衛星放送の受信料は希望される方のみ）又、株式会社WOWOWと受信契約を結んでいない契約者で株式会社WOWOWの放送番組の視聴を希望する方については株式会社WOWOWとそれぞれ所定の受信契約を結んでいただくことになります。
- （5）社会、経済情勢の変化に伴い、利用料金を改定する場合があります。その場合には改定1カ月前までに当該加入者に通知します。但し、契約者が前納額を支払っている場合の未経過期間についてはこれを据え置くものとします。
- （6）利用料金の支払いが遅延した場合は、契約者は当社に遅延手数料を支払うものとします。

第5条（B-CASカードの取扱いについて）

デジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」の定めるところによります。

第6条（C-CASカードの取扱いについて）

- （1）当社は、スタンダードコースの加入者に対しデジタルCATV放送限定受信用のICカードであるC-CASカードを貸与します。C-CASカードは当社の所有とし、解約後は速やかに当社に返却するものとします。
- （2）当社は、契約者が当社の手配による以外のデータ追加、変更及び改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については、契約者が賠償するものとします。
- （3）当社はC-CASカードに蓄積されたデータは、C-CASシステムによって保護し、第三者に漏洩しません。
- （4）C-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き、契約者は当社に対して、カード再発行費用をお支払いいただきます。
（2,000円（税込2,200円））
- （5）カードの故障により、放送サービスが視聴できない等の損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。
- （6）当社が故障と認定したカードは交換します。

第7条（セットトップボックスの貸与）

- （1）セットトップボックスは、当社より、契約者に貸与し、解約時には、当社に返納するものとします。（一部のブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックスを除く）
- （2）契約者は貸与されたセットトップボックスを善良なる管理者の注意をもって取扱い、当社の承諾なしに移動又は取り外し等はできないものとします。
- （3）契約者の故意又は過失によるセットトップボックスの破損・紛失等の場合には、その相当分を当社に支払うものとします。
- （4）セットトップボックス用リモコンの破損・故障又は紛失した場合には有償にて取替えます。

第8条（HDD外部接続型セットトップボックスの取扱い特約事項）

- （1）契約者はHDD外部接続型セットトップボックスを希望の場合、外付HDDは買取又は貸与となります。なお、セットトップボックスは貸与のみとし第7条に準じます。
- （2）当社は外付HDDを買取された場合、設置された日から12ヶ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。なお、契約者は外付HDDを本来の用法に従って使用するものとし、保証期間内であっても契約者が故意又は過失・天災により外付HDDを破損又は紛失した場合はこの限りではありません。
- （3）当社は外付HDDの不具合、毀損及び紛失等により録画・編集したデータの滅失の場合及び正常に録画できなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- （4）契約者は当社が外付HDDを修理又は交換する場合、あらかじめ録画・編集したデータについて必要な時には、契約者自身で他の媒体に移動又は複製するものとし、当該外付HDDに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
- （5）当社は契約者がHDD外部接続型セットトップボックスの通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、又は設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。
- （6）当社は指定品以外の外付HDD及びHDDカートリッジでの動作保証は一切いたしません。当社はこれらにより生じた損害についても一切責任を負わないものとします。

第9条（ブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックス・HDD内蔵型セットトップボックス特約事項）

- （1）契約者はブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックスを希望の場合、貸与または買取となり、HDD内蔵型セットトップボックスは貸与となります。但し、B-CASカード・C-CASカードは当社の所有とし当社は

契約者に貸与します。B-CASカード、C-CASカードは解約後速やかに当社に返却するものとします。

- (2) 当社はブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックスを買取の場合、設置された日から12ヶ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合は、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。なお、契約者はブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックスを本来の用法に従って使用するものとし、保証期間内であっても契約者が故意又は過失・天災により修理の場合は、この限りではありません。
- (3) 前項に定める保証期間終了後に故障した場合についても前項に準じます。
- (4) 当社はブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックスまたはHDD内蔵型セットトップボックスの不具合・毀損等により録画・編集したデータの滅失の場合及び正常に録画できなかった場合等これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- (5) 当社はブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックスまたはHDD内蔵型セットトップボックスを修理した場合を含めいかなる場合においても、HDD内及びメディアの録画内容の消失に対して一切の責任を負わないものとします。
- (6) 契約者がブルーレイ/HDD内蔵型セットトップボックスまたはHDD内蔵型セットトップボックスの通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合又は設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条（工事費の負担）

- (1) 契約者はタップオフ又はクロージャの引込み端子から受信機までの設置に要する費用を負担します。又、契約者敷地内及び宅内における契約者の希望による工事に関わる費用は契約者が負担するものとします。
- (2) 本施設の設置工事は当社又は当社が指定した工事業者が行うものとします。

第 1 1 条（施設の所有関係）

放送センターから保安器又はV-ONU出力端子までの施設及びセットトップボックスは当社の所有とします。保安器又はV-ONU出力端子から全ての宅内の施設（セットトップボックス除く）は契約者の所有とします。

第 1 2 条（施設の維持管理）

- （１）当社は放送センターから保安器またはV-ONUまでの施設について維持管理します。
- （２）契約者は当社の施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時停止することを承諾するものとします。

第 1 3 条（故障・保全に伴う責任負担）

- （１）当社は提供する放送サービスに異常が生じた場合これを調査し必要な処置を講じます。
- （２）当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が契約者の施設による場合、その修復は契約者が行うものとします。
- （３）契約者が故意又は過失によって第 1 1 条に規定する当社所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を契約者が負担するものとします。

第 1 4 条（利用に関わる便宜供与と禁止事項）

- （１）契約者は、当社又は当社の指定する業者が本施設の設置、検査、修繕、撤去等を行なうために契約者の敷地、家屋、建築物等の出入に協力を求めた場合これに便宜を供するものとします。
- （２）契約者は引込線に接続又は、セットトップボックスを改変してサービスを無断で受信すること及びセットトップボックスを分解すること等を禁止します。

第 1 5 条（受信機の追加継続）

- （１）契約者が当社に申し出た台数を超えて受信機を接続する場合は当社にその旨を申し出るものとします。

(2) 契約者は前項の接続に要する費用を負担するものとします。

第16条（サービスの無断使用、営利使用の禁止）

契約者がテープ、配線等により当社のサービスを第三者に提供すること及び対価を受けて当社のサービスを第三者に上演することを禁止します。

第17条（サービスの変更）

契約者はらくらくコース、らくらくプラスコース、ライトコース、ライトプラスコース、スタンダードコース、プライムコース間のサービスの変更を行う場合、変更に必要な費用を負担するものとします。

第18条（設置場所の変更）

(1) 契約者は次の場合に限り受信機、セットトップボックスの設置場所を変更できるものとします。

① 同一敷地内での施設の変更

② 同一敷地外の移転先が当社の営業区域内である場合

(2) 契約者は前項の規定による受信機、セットトップボックスの設置場所を変更しようとする場合は当社にその旨を申し出るものとします。

(3) 契約者は前2項の規定による変更に必要な費用を負担するものとします。

第19条（名義変更）

契約者に異動がある場合は名義の変更をできるものとし、この際当社に対し文書により届け出るものとします。

第20条（契約者の申し出による解約）

(1) 契約者は自己の都合によって解約を希望する場合は当社にその旨を申し出るものとします。

(2) 契約者は前項の解約に伴う費用を負担するものとします。（解約工事料税込4,000円）

(3) 解約の場合は解約手続きが完了した日の属する月まで利用料金を支払うものとします。

第 2 1 条（契約者の義務違反による解約）

- （１）当社は契約約款に違反する行為があったと認められる場合は契約者に通告の上サービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解約することがあります。
- （２）契約者が前項の規定により当社のサービスを停止され解約となった場合は直ちに約款による全ての権利を失います。
- （３）契約者が第 1 4 条第 2 項の定めに違反した場合は、契約者がその違反によって当社のサービスを受け始めた年月に遡って、当該規約に定められた利用料金相当額を別途当社に支払うものとします。

第 2 2 条（消費税）

- （１）当社は料金その他の費用について消費税相当額を加算します。
- （２）その消費税の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 2 3 条（免責事項）

当社は天災、地変、その他当社の責に帰さない事由による契約者の所有物の損害については、当社はその責を問われないものとします。

第 2 4 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と契約者は契約の締結の趣旨に従い誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

第 2 5 条（約款の改正）

当社は、この約款を総務大臣に届け出た上改正する場合があります。

〈付 則〉

- 1. 当社は特に必要がある場合は、この約款に特別を付することができるものとします。

〈補 則〉

1. らくらくプラスコース（衛星放送直接受信）サービスについて

- (1) らくらくプラスコースの加入者はセットトップボックスを経由せずに衛星方法（BS デジタル放送、スカパー！サービス）を直接受信できるものとします。なお、FTTH のみのサービスです。
- (2) らくらくプラスコースの衛星放送（BS デジタル放送、スカパー！サービス）の有料チャンネルを視聴する場合は、各放送事業者と別途受信契約が必要となります。
- (3) らくらくプラスコースの衛星放送（BS デジタル放送、スカパー！サービス）のうち、NHK-BS、WOWOW 及び BS10 スターチャンネルを加入希望の場合、当社に申し出るものとします。これら以外のチャンネルの契約方法や料金につきましては、スカパー！カスタマーセンター（0120-039888、10:00～20:00）へ直接お問合せください。

ケーブルテレビ料金

1. 基本コース（月額利用料金・税抜）

コ ー ス 名	1 台 目	2 台 目 以 降 1 台 につ き
プライムコース (STB レンタル料含む)	4,000 円 (税込 4,400 円)	2,500 円 (税込 2,750 円)
プライムコース (4K ブルーレイ/HDD 内蔵型 STB レンタル料含む)	4,800 円 (税込 5,280 円)	3,300 円 (税込 3,630 円)
スタンダードコース (STB レンタル料含む)	4,000 円 (税込 4,400 円)	2,500 円 (税込 2,750 円)
プライムコース (4K ブルーレイ/HDD 内蔵型 STB 買取)	3,500 円 (税込 3,850 円)	2,000 円 (税込 2,200 円)
スタンダードコース (ブルーレイ/HDD 内蔵型 STB 買取)	3,500 円 (税込 3,850 円)	2,000 円 (税込 2,200 円)

ライトプラスコース (STB レンタル料含む)	2,700 円 (税込 2,970 円)	1,500 円 (税込 1,650 円)
ライトコース (4K ブルーレイ/HDD 内蔵型 STB レンタル料含む)	4,000 円 (税込 4,400 円)	2,800 円 (税込 3,080 円)
ライトコース (STB レンタル料含む)	2,200 円 (税込 2,420 円)	1,000 円 (税込 1,100 円)
ライトコース (ブルーレイ/HDD 内蔵型 STB 買取)	1,700 円 (税込 1,870 円)	500 円 (税込 550 円)
ライトコース (4K ブルーレイ/HDD 内蔵型 STB 買取)	1,700 円 (税込 1,870 円)	500 円 (税込 550 円)
らくらくプラスコース	2,300 円 (税込 2,530 円)	—
らくらくコース	1,200 円 (税込 1,320 円)	—

2. 別料金チャンネル（月額利用料金・1台あたり税抜）

チャンネル名	料 金
WOWOW プライム・ライブ・シネマ	2,300 円 (税込 2,530 円)
B S 1 0 スターチャンネル	1,800 円 (税込 1,980 円)
衛星劇場HD	1,800 円 (税込 1,980 円)
東映チャンネルHD	1,500 円 (税込 1,650 円)
グリーンチャンネルHD・グリーンチャンネル2 HD	1,000 円 (税込 1,100 円)
フジテレビNEXT (HD)	1,600 円 (税込 1,760 円)

J スポーツ 4 HD	1,300 円 (税込 1,430 円)
V☆パラダイスHD	700 円 (税込 770 円)
M n e t	2,000 円 (税込 2,200 円)
アニメシアター X (A T-X)	1,982 円 (税込 2,180 円)
パラダイス T V	2,000 円 (税込 2,200 円)
ミッドナイト・ブルー	2,300 円 (税込 2,530 円)
レインボーチャンネル	2,300 円 (税込 2,530 円)
プレイボーイチャンネル	2,500 円 (税込 2,750 円)
レッドチェリー	2,500 円 (税込 2,750 円)
ゴールデンアダルトセット (パラダイス TV、ミッドナイト・ブルー、レインボーチャンネルのセット)	3,000 円 (税込 3,300 円)
プレイボーイセット (プレイボーイチャンネル、レッドチェリーのセット)	3,000 円 (税込 3,300 円)